

「マイクロチップによる動物個体識別（動物ID）普及推進の手引き」を策定

本会では、動物個体識別（動物ID）情報の登録・管理・照会業務について、新たに「動物適正管理個体識別登録等普及推進事業実施要領」を定め、引き続き、環境省、関係行政機関の指導の下で地方獣医師会をはじめ、動物愛護・福祉関係団体とで構成している動物ID普及推進協議会等と連携・推進することとしているが、今般、事業内容についてさらなる理解を期すとともに、本事業を介して所有者責任原則の一層の普及を図るため、マイクロチップによる動物個体識別（動物ID）普及推進の手引き（動物適正管理個体識別登録等普及推進事業（マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置（動物ID）と動物ID 個体情報の登録・照会等システム）について）を作成し関係者に配布したことについて、次のとおり地方獣医師会あて通知した。

22日獣発第120号
平成22年7月27日

地方獣医師会 会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

マイクロチップによる動物個体識別（動物ID）普及推進の手引きの策定について

日頃より、本会事務事業の推進に関し種々ご支援・ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、本会は、この度の公益法人制度改革に伴い社団法人 日本動物保護管理協会を吸収合併し、同協会の事務事業のすべてを承継したところですが、このことに伴い本会の目的に「動物の福祉及び愛護の増進への寄与」を加え、貴会とともに「動物の適正な管理及び愛護精神の高揚に関する事業」の一層の推進を図っていくこととしたところです。

今回の吸収合併に伴う承継業務の一つである「動物個体識別（動物ID）情報の登録・管理・照会業務」につきましては、新たに「動物適正管理個体識別登録等普及推進事業実施要領」を定め、当該実施要領に基づく実施事業を改めて本会の公益目的事業として位置付け、引き続き、環境省、関係行政機関の指導の下で貴会をはじめ、動物愛護・福祉関係団体とで構成している動物ID普及推進協議会、更には、関係団体・企業等の動物関連産業界のご理解を

頂き連携して推進することとしたところです。

既にご承知の通り、動物愛護管理法においては、動物の所有者の責務として「所有の明示のための個体識別措置」を規定しているところですが、本事業は当該規定の趣旨を踏まえ、動物の所有者等からの求めに応じマイクロチップ記憶記号による個体識別番号等（動物ID情報）の登録・管理と動物ID情報の照会・検索を体系的に行い、動物の飼養に関する所有者責任原則の発揮による所有者意識の向上を通じ、①動物の遺棄や人への危害の防止、②動物の盗難やとりちがえの防止、③迷子時等における飼育者への復帰の容易化、更には、④災害発生時等における動物救助・管理の適正化等に寄与するとともに、併せて、動物の飼育者等に対し「所有明示のための個体識別措置」の普及・啓発を行うとするものです。

今般、事業内容について関係者各位による更なる理解を期すとともに、本事業を介しての動物飼育者における所有者責任原則の一層の普及を図ることに、動物の適正な飼育・管理に資するため、別添のとおり、マイクロチップによる動物個体識別（動物ID）普及推進の手引き（動物適正管理個体識別登録等普及推進事業（マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置（動物ID）と動物ID 個体情報の登録・照会等システム）について）を作成し関係者に配布したところです。

貴会におかれましては、一般家庭動物、また、保健所等の収容動物の譲渡等に際してのマイクロチップ個体識別の取り組みの事業化について鋭意進められる

ことと推察いたしますが、事業の取り組みに当たっては、単に動物の個体識別措置に止まらず、個体識別の動物ID情報としての登録・管理と照会・検索とが一連のシステムとして機能することが重要と考えます。

つきましては、別添の手引きの内容等にご理解を頂きました上は、貴会関係者への周知及び活用に関し特段のご配慮とともに、本事業の円滑・適正な推進につき、引き続きご支援・ご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

【別 添】

平成 22 年 7 月
社団法人 日本獣医師会

マイクロチップによる動物個体識別（動物ID）普及推進の手引き

—動物適正管理個体識別登録等普及推進事業（マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置（動物ID）と動物ID個体情報の登録・照会等システム）について—

目 次

- I は じ め に
- II 各種法令における「動物の所有者の責務」と所有明示のための個体識別措置の位置づけ
- III 事業の目的及び仕組み
- IV マイクロチップによる動物の個体識別
- V 参 考 資 料

I は じ め に

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）においては、「動物の所有者は動物が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置を行う旨」が動物の所有者の責務として規定されています。

日本獣医師会は、動物の所有者の責務規定の趣旨を踏まえ、動物の飼養に関する所有者責任原則の発揮による動物の所有者の意識の向上を通じ、動物の

遺棄や人等への危害防止、動物の盗難やとりちがえの防止、迷子時等における飼育者復帰の容易化、更には、災害発生時等における動物救助・管理の適正化に寄与することを目的として、動物適正管理個体登録等普及推進事業を実施しています。

本事業においては、動物愛護管理法に基づき定められた環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明示する措置」において、耐久性の高い識別器具等として推奨されているマイクロチップを個体識別の方法として採用し、動物の所有明示方法として普及を図るとともに、マイクロチップ記号・番号を基にした所有者情報（動物ID）情報の登録を受け、管理することにより、動物を保護した関係機関等からの飼い主の照会・検索等に応えることとしているところです。

この度作成した「マイクロチップによる動物個体識別（動物ID）普及推進の手引き」は、動物の飼育者の方、マイクロチップの埋込み施術に当たる獣医師の方、都道府県等自治体の動物愛護担当職員の方、更には動物愛護福祉関係団体・企業の担当者の方などの皆様に、本事業の仕組み、動物の所有明示措置であるマイクロチップの処置方法やマイクロチップ処置後に必要となる動物ID情報登録の手順、さらには動物ID情報の照会・検索の手順等を広くご理解をいただくために作成したものです。

マイクロチップによる個体識別措置がより一層普及し、動物の飼育遺棄の未然防止や所有者不明の犬ねこ等の家庭動物が減少すること等により、動物の福祉増進への寄与を通じ人と動物がよりよい関係の下で共存し得る地域社会づくりに貢献できれば幸いです。

平成22年7月

社団法人 日本獣医師会

注：手引きのⅡ～Ⅴまでの本内容については、本ホームページ(https://seo.lin.gr.jp/nichiju/suf/publish/2010/20100727_01.pdf)を参照の上、確認いただきたい。